

資料 4

社会资本整備審議会環境部会 建設リサイクル推進施策検討小委員会運営規則

建設リサイクル推進施策検討小委員会の運営については、社会资本整備審議会環境部会運営規則に規定するものほか、下記によるものとする。

1. 小委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことが出来ない。
2. その他、小委員会の運営に関し必要な事項があれば、委員長が隨時定める。

附則

本規則は、平成19年1月18日から施行する。

交通政策審議会交通体系分科会環境部会
建設リサイクル推進施策検討小委員会運営規則

建設リサイクル推進施策検討小委員会の運営については、交通政策審議会交通体系分科会環境部会運営規則に規定するもののほか、下記によるものとする。

1. 小委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことが出来ない。
2. その他、小委員会の運営に関し必要な事項があれば、委員長が隨時定める。

附則

本規則は、平成19年1月18日から施行する。